

横浜市立大学大学院データサイエンス研究科通則

制 定 令和 2 年 4 月 1 日 規則第 6 号

(組織)

第 1 条 データサイエンス研究科（以下「本研究科」という。）に次の専攻を置く。

データサイエンス専攻（博士前期課程・博士後期課程）

ヘルスデータサイエンス専攻（博士前期課程）

(目的)

第 2 条 本研究科は、膨大なデータを収集し、分析に必要なデータ解析の理論や手法にかかる「データアナリティクス力」、及びコンピューターを駆使し、データを意味ある形に変換し、活用できるようにする「データエンジニアリング力」を、社会潮流の把握に基づく課題背景の理解を基盤として膨大なデータの分析から創出する新たな価値を社会実装する「社会展開力」に収れんさせることができるデータサイエンス人材を育成することを目的とする。

2 各専攻の目的は次のとおりとする。

- (1) データサイエンス専攻 データアナリティクス、データエンジニアリングにかかる知見をベースに、社会的意義の大きい具体的課題を発見し、適切な課題解決を提示する能力を有して幅広い社会領域で活躍する、また国際社会にも通用するデータサイエンス人材を育成する。
- (2) ヘルスデータサイエンス専攻 データサイエンスにかかる基礎理論と技術に習熟し、人類の抱える健康、医療の諸課題を解決するための論理の定式化を行い、データサイエンスの手法を駆使して諸課題を解決する研究を、立案・施行・評価・改善するプロセス（PDCA）を実行できる人材を育成する。

(入学者の選考)

第 3 条 入学者の選考方法、時期、合格判定等は本研究科教授会において決定する。なお、合格判定については本研究科運営会議に委任できるものとする。

(単位)

第 4 条 授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(指導教員)

第 5 条 学生の授業科目の履修及び学位論文の作成等に対する指導のため、学生ごとに指導教員を置く。

2 指導教員は、主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名以上を置くものとする。

3 本研究科長は、本研究科教授会の議を経て、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(他大学の大学院等における授業科目の履修及び研究指導)

第 6 条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、他大学の大学院（外国の大学院を含む）の授

業科目を履修し、又は他大学の大学院若しくは研究所（外国の研究所を含む。）等（以下「他大学院等」という。）において必要な研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、原則として1年を超えないものとする。

2 前項により修得した単位及び本研究科入学前に修得した単位については、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

3 「横浜市立大学国際総合科学部・国際教養学部・国際商学部・理学部及びデータサイエンス学部学生の大学院授業科目の履修に関する規程」に基づき、本研究科入学前に本研究科での授業科目を履修した場合は、10単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項に定める修了の要件における単位として算入することができる。ただし、前項により修得した単位がある場合は、前項により修得した単位を含めて10単位を上限とする。

（他研究科等における授業科目の履修及び研究指導）

第7条 学生は、学長が研究上必要と認めるときは、横浜市立大学の他研究科（他専攻を含む）の授業科目を履修し、又は必要な研究指導を受けることができる。

2 前項により修得した単位については、前条第1項により修得した単位と合わせて、博士前期課程においては8単位を上限として、博士後期課程においては2単位を上限として、横浜市立大学大学院学則第15条第1項又は第2項に定める修了の要件における単位として算入することができる。

（成績評価）

第8条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀（S A）：90点～100点

優（A）：80点～89点

良（B）：70点～79点

可（C）：60点～69点

不可（D）：59点以下

3 他大学院等において修得した単位につき、評価基準が明確に判断できない場合は、所定の単位に評価を付けず認定と表記する。

4 成績の評価に関して疑問がある学生は、成績確認の申立てをすることができる。

5 成績確認の申立てに関し必要な事項は、別に定める。

（転研究科、転専攻）

第9条 本研究科長は、本研究科学生が本学大学院の他の研究科に転科を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

2 本研究科長は、本研究科への転科を志望する者があるときは、本研究科教授会の議を経て、許可することができる。

3 本研究科長は、本研究科学生が本研究科内の転専攻を志望する旨を申し出たときは、本研究科教授会の議を経て、これを許可することができる。

（学位論文の審査）

第10条 本研究科教授会は、学位論文審査のため、審査部会を設ける。

2 学位論文の審査に必要な事項は、「横浜市立大学大学院データサイエンス研究科修士の学位審査に関する内規」及び「横浜市立大学大学院データサイエンス研究科博士の学位審査に関する内規」に定める。

(その他)

第11条 この通則に定めるもののほか、本研究科に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この通則は、令和2年4月1日から施行する。